

総務協議会協議事項

日時	令和8年1月21日(水)
午前10時	
場所	第一委員会室

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸飛行場周辺の第一種区域等の見直しに係る対応について
- 2 第2回八戸市総合計画策定委員会の開催について
- 3 八戸市多文化共生推進プラン（案）について
- 4 八戸市カスタマーハラスメント対策基本方針の策定について
- 5 マイナンバーカードを活用した証明書等自動交付機（キオスク端末）の設置について
- 6 令和7年度八戸市一般会計補正予算専決処分について
- 7 令和7年八戸市の火災と救急・救助について

八戸飛行場周辺の第一種区域等の見直しに係る対応について

1 第一種区域について

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条により規定される、「自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域」のこと。

当該区域が指定された際に区域内に存在する住宅の所有者等は、住宅防音工事等の補助を受けることができる。

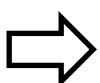
八戸市は、昭和58年に区域が指定され、以後見直しは行われていない。

同法制定後、飛行場に配備される機種の変更等により、騒音状況が大きく変化していることから、全国各地で区域の騒音調査・見直しが行われている。

調査の結果、八戸市の第一種区域は区域全体が指定解除となる見込みである。



昭和58年時の配備機種 P-2J



現在の配備機種 P-3C
(昭和60年配備開始)



将来の配備機種 P-1
(令和11年以降配備予定)

2 第一種区域指定解除の理由

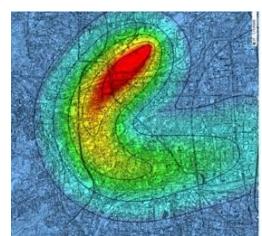
- (1) 配備機種の変更 (P-2J ⇒ P-3C)による性能向上(静粛化)
- (2) 調査対象機種 (P-3C) の飛行回数減 (79回 ⇒ 45回 (43%減))

3 見直しの経緯

- ・平成28年～29年度：防衛省において区域の見直しを計画。
しかし全国各地での調査との兼ね合いで延期。
- ・令和4～6年度：八戸飛行場周辺25箇所で調査を実施
- ・令和7年度中：騒音センター※作成、騒音区域を決定

※センター：評価値が同じ点を結んだ線を描いた地図

高さを示す等高線を記した地図もセンター図の一種であり、
騒音センターとは騒音の値を等高線のように記している
図のこと



センターのイメージ

4 第一種区域指定解除による影響

- ・第一種区域の指定解除に伴い、区域指定時に区域内に存在していた住宅の所有者等は、住宅防音工事等に対する補助を受けることができなくなるが、指定解除の告示から約1年半の間は経過措置が取られ、その間に防音工事を申し込めば、これまで同様に補助を受けられる。
東北防衛局では、第一種区域内の全世帯へ第一種区域の指定解除と住宅防音工事等の終了を周知するポスティングを実施、併せて専用のコールセンターを設置して対応する。
- ・防衛省から市への交付金、補助金の交付に影響はない見込み。

5 市の対応

- 令和7年12月25日(木) 東北防衛局から市長へ第一種区域等見直しの概要説明
市長から東北防衛局長に対し以下の3点を口頭で要望
- ・区域内の市民へ経過措置に関する周知の徹底
 - ・区域の見直しにより八戸飛行場に関する交付金や補助金へ影響が出ないように取り計らうこと
 - ・市主催の住民説明会で概要説明を行うこと
- 令和8年1月9日(金)・10日(土) 住民説明会を実施 (主催:八戸市 説明:東北防衛局)
9日 18:30～、10日 (1回目 11:00、2回目 14:00)
場 所:海上自衛隊八戸航空基地広報資料館
対象者:第一種区域内の町内会長、連合町内会長計10名
出席者:5名

6 区域等見直しに向けた今後のスケジュール

- 令和7年度内 第一種区指定域解除告示（予告）
東北防衛局による区域指定解除のプレスリリース
- 告示から1年半後（令和9年中） 第一種区域指定解除

第2回八戸市総合計画策定委員会の開催について

次期八戸市総合計画の策定について、有識者等で構成する「第2回八戸市総合計画策定委員会」を開催しましたので、その概要を報告いたします。

1. 第2回八戸市総合計画策定委員会の概要

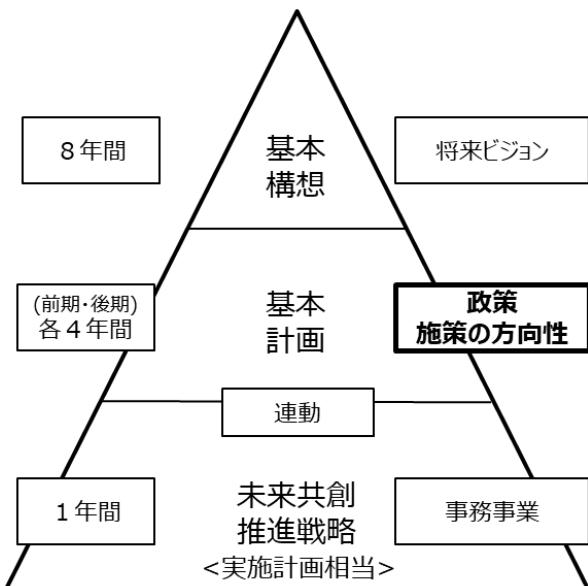
(1) 開催概要

- ・日時：令和8年1月16日(金)
- ・場所：八戸商工会館

(2) 主な審議内容及び審議結果

基本計画の構成について、事務局が提示した2案を基に審議された。

その結果、基本計画の策定コンセプトである「時代の変化に適時適切に対応するため、柔軟性かつ機動性を確保できるものとする」ことを踏まえ、基本計画の構成としては、大きな方向性を示す「施策の方向性」までを設定し、第7次八戸市総合計画で明記していた施策部分については、各課の個別計画を位置付ける案2で決定された。



・案1 現行の第7次総合計画と同様とする案（政策－施策の方向性－施策）

・案2 第7次総合計画の3要素から「施策」を除く案（政策－施策の方向性）

2. 条例の見直しについて

「八戸市議会の議決すべき事件を定める条例」に係る議決すべき事件に関する規定の見直しを提案する予定(令和8年3月議会)。

3. 第3回策定委員会の開催等について

令和8年4月21日(火)に主に基本構想部分について審議していただく予定。

八戸市多文化共生推進プラン（案）について

1. プランの目的と位置付け（第1章）

（1）プラン策定の趣旨

外国人住民数が県内最多であり、年々増加傾向にある当市において、持続可能なまちづくりのためには、国籍を問わず互いの習慣や文化を尊重するとともに、日本人と外国人が協働して新しい価値を創出し分かち合うことが不可欠であることから、多文化共生のまちづくりの基本方針を定め、施策を総合的・戦略的に推進するために策定するもの。

（2）計画期間

令和8年度～令和12年度までの5年間

※ただし、社会情勢や関連施策の進捗状況などを見ながら、必要に応じて計画期間の延長や、計画期間内の見直しも可能とするなど、柔軟に対応していきます。

2. 現状と課題（第2章）

プランの策定にあたり、検討の基礎資料とするため、市内の日本人住民、外国人住民、外国人を雇用している事業者にそれぞれアンケート調査を実施しました。

（1）日本人住民の考え方

- ・多文化共生推進プランの策定に賛同する人の割合は 64.0%で、概ね理解が得られている。
- ・外国人住民が増えることについて漠然とした不安があると回答した人は 53.1%となっている。
- ・当市では日本人と外国人が協力し合う社会が実現していると思っている人は 8.7%と低い。

（2）外国人住民の考え方

- ・八戸での暮らしに満足していると回答した人は 92.7%であり、外国人にとって住みやすいまちと考えられる。
- ・当市では日本人と外国人が協力し合う社会が実現していると回答した人は 71.5%で日本人とギャップがある。
- ・地域の日本人と外国人が交流するイベントに参加したい人は 70.4%であり、交流の場の拡大が求められている。

（3）外国人を雇用している事業所の考え方

- ・外国人材を雇用した効果として人材確保の安定化を挙げた事業所が 86.0%に達している。
- ・外国人を雇用している上での課題として、62.8%がコミュニケーションを、46.5%が生活支援を挙げている。
- ・市に行って欲しい取組として、日本語教育を挙げた企業は 58.1%、住宅・生活支援が 55.8%となっている。

3. 目指す姿と取組方針（第3章）

（1）キヤッチフレーズ

みんなが友人のように心を寄せ合い 一人ひとりが輝く「カラフル」なまちをつくろう

(2) 取組方針

八戸市が目指す多文化共生社会は、国籍を問わず誰もが友人のように心を寄せ合い、地域で共に暮らす「共感」「共生」の考え方を大切にします。

そして、一人ひとりがまちをつくる主役となって活躍し、そこから新しい価値を生み出し分かち合う「協働」「共創」という考え方を加えた、「攻めの多文化共生」という視点でつくる「カラフル」なまちを目指します。

(3) プランの進め方

P D C A サイクルにより各種取組の進捗や効果を検証しながら、必要に応じてプラン本体を見直し、着実に施策を推進していきます。

毎年、施策や個別事業の検証を行い、進捗状況については市議会等へ報告します。

4. 具体的な取組（第4章）

多文化共生社会の実現に向けて、「共感」「共生」「協働」「共創」の4つの視点から様々な取組を推進していきます。

(1) 「共感」～互いの文化や相手の立場を理解し合う～

異なる文化的背景を持つ人々が、対話を通して互いの文化や相手の立場を理解し「共感」することで、信頼関係を生み出し、良好なコミュニケーションや社会環境の構築につながります。

<事業プラン>

1-1	地域コミュニティにおける多文化共生の意識啓発	1-5	外国人住民の活動・活躍の見える化
1-2	多文化共生をテーマとする出前講座の開催	1-6	八戸で働く、住むことの魅力を伝える効果的な情報発信
1-3	異文化の相互理解につながる交流イベントの開催	1-7	ことばを通じた交流促進
1-4	若い世代や子どもたちが外国人と自然に関われる機会の創出	1-8	日常的な交流の場の創出と情報提供

(2) 「共生」～対等な関係を構築し地域で共に暮らす～

誰もが安全・安心で豊かな暮らしができる社会を実現するためには、地域に住む多様な人々が互いに人権を尊重しつつ、対等な関係を構築し、地域で支え合いながらともに暮らす「共生」の考え方方が大切です。

<事業プラン>

2-1	外国人向け日本語学習サポート	2-5	災害時や緊急時の情報伝達体制の整備
2-2	日本人住民向けやさしい日本語研修の実施	2-6	医療・保健機関と連携した取組の実施
2-3	海外につながりを持つ子どもの教育機会の確保	2-7	住宅確保のための支援・居住環境の整備
2-4	秩序ある共生に向けた正しい情報発信と啓蒙活動の促進	2-8	行政手続きの効率化と相談体制の充実

(3)「協働」～一人ひとりがまちをつくる主役となって活躍する～

複雑化する地域課題を解決するためには、国籍等に関わらず、一人ひとりがまちをつくる主役となり、それぞれの個性や能力を活かして、多様な視点や考え方でアプローチする「協働」によるまちづくりが有効です。

<事業プラン>

3-1	外国人住民の地域コミュニティ活動への参加促進	3-5	留学生の地域における就業促進
3-2	災害時の支援体制の整備	3-6	外国人住民の創業支援
3-3	外国人キーパーソンの発掘・活動支援	3-7	外国人住民と関わりがある企業・団体等との連携による外国人の受入体制づくり
3-4	外国人住民のまちづくり活動支援	3-8	外国人住民の意見をまちづくりに反映させる仕組みの導入

(4)「共創」～みんなで新しい価値を生み出し共有する～

当市の人口減少に歯止めがかからない中、多様な人々が力を合わせて市民力を高めることで地域社会の様々な分野に変革をもたらし、持続可能なまちの実現のために、みんなで新しい価値を生み出して成果を分かち合う「共創」が不可欠です。

<事業プラン>

4-1	海外都市での八戸の魅力発信	4-5	外国人の視点を活かした新たな文化創造活動の推進
4-2	八戸ならではのグローバルブランドの構築	4-6	多文化共生によるまちづくりに向けた若者の交流促進
4-3	地元企業との連携による新たな商品やサービスの創出	4-7	多文化共生分野での市民団体の活動支援
4-4	八戸固有の文化を後世へ継承する仕組みづくり	4-8	地域貢献活動に参画する外国人の活動支援

5. 推進体制（第5章）

プランの推進にあたっては、行政や関係団体、地域、事業者、市民等が相互に連携・協働しながらそれぞれの役割を果たし、各種取組を推進します。

6. プラン策定スケジュール

(1) これまでの経緯

- ・令和7年4月 プランの検討開始
- ・ 5月 先進地視察（多文化共生の特色ある取組を推進している4自治体）
- ・ 6月 24日 市長との公民館サロン（江陽地区）での意見聴取
- ・ 7月 3日 第1回八戸市多文化共生推進審議会の開催
- ・ 9月 日本人住民・外国人住民・外国人を雇用している事業所へのアンケート調査を実施
- ・ 10月 22日 多文化共生推進ワークショップの開催
- ・ 10月 24日 第2回八戸市多文化共生推進審議会の開催
- ・ 11月 外国人材を雇用している事業所を対象としたヒアリング調査を実施
- ・ 12月 25日 第3回八戸市多文化共生推進審議会の開催

(2) 今後の予定

- ・令和8年1月中旬 パブリックコメントの実施
- ・ 2月6日 第4回八戸市多文化共生推進審議会の開催（最終案の審議）
- ・ 2月中旬 関係課による庁内連絡会議の開催
- ・ 3月中旬 八戸市多文化共生推進プランの完成

7. 八戸市多文化共生推進審議会委員について

	役職	氏名	所属等
1	会長	高橋 史朗 たかはし ふみあき	八戸工業大学 感性デザイン学部 感性デザイン学科教授
2	副会長	楊麗榮 よう れいえい	八戸学院大学 地域経営学部 地域経営学科准教授
3		明日山 幸子 あけびやま さちこ	八戸国際交流協会 在住外国人支援部会長
4		荒川 繁信 あらかわ しげのぶ	八戸市連合町内会連絡協議会会长／白銀振興会会长
5		石塚 ゆかり いしづか ゆかり	青森大学 総合経営学部准教授
6		エンケ ホルワ エンケ ホルワ	公募委員
7	委員 (五十音順)	小泉 明美 こいずみ あけみ	社会福祉法人ファミリー 特別養護老人ホームハピネスやくら施設長
8		是川 夕 これかわ ゆう	国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部部長
9		長宝 淑霞 ちょうほう よしか	みちのく中小企業協同組合事務局長
10		中里 明光 なかさと あきみつ	株式会社エコブリッジ代表取締役
11		馬場 亜紀子 ばば あきこ	NPO法人みちのく国際日本語教育センター理事長
12		向井 俊晴 むかい としはる	八戸商工会議所 専務理事
13		ワン アンジェリカ ワン アンジェリカ	外国人住民

八戸市カスタマーハラスメント対策基本方針の策定について

1 策定の趣旨

- 社会全体でカスタマーハラスメントが深刻な問題となっており、民間企業や他自治体においてもカスタマーハラスメントに対する対応方針の策定が進んでいる。
- 当市においては、令和7年8月に実施した職員アンケートの結果、回答した約800人のうち、53.9%の職員が過去3年間にカスタマーハラスメントを受けた経験があると回答。
- この割合は、※中核市の平均や青森県を上回る水準にあり、カスタマーハラスメント対策は喫緊の課題である。
- 市として職員の安全と尊厳を守るとともに、市民の皆様に対し、引き続き適正な行政サービスを安定的に提供し続けることを目的として本方針を策定し、公表するもの。

※カスタマーハラスメントを受けた経験のある職員の割合

都道府県：29.2%、中核市・特別区：36.7%、町村：32.1%（R7.4 総務省調査）

青森県：46.8%（R7.9 青森県調査）

2 八戸市カスタマーハラスメント対策基本方針

別紙のとおり

3 公表及び周知方法

- 八戸市ホームページへの掲載
- 庁内窓口への掲示

八戸市カスタマーハラスメント対策基本方針

1 基本的な考え方

八戸市では、皆様から寄せられるご要望やご意見等は、行政サービスの改善につながるものとして、真摯に対応することを心掛けております。

一方で、寄せられるご要望やご意見等の中には、いわゆるカスタマーハラスメントに該当する行為もあり、職員の就業環境の悪化や本来の業務への支障、他の利用者の皆様へのサービス低下につながる場合もあります。

八戸市では、これらのカスタマーハラスメントが確認された際には、職員を守るとともに、引き続き市民の皆様に適正な行政サービスを提供するため、組織一丸となって対応していきます。

2 カスタマーハラスメントの定義及び該当する行為

【カスタマーハラスメントの定義】

市民等から職員に対する要望・意見等の要求のうち、「要求内容の妥当性に照らして、その要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なもの」であって、「職員の就業環境が害されるもの」

【カスタマーハラスメントに該当する行為】

- 1 脅迫・威圧（威嚇、恫喝の濫用により職員に圧力をかける発言）
- 2 報復・社会的制裁（制裁や復讐を目的するSNSへの投稿）
- 3 物理的威圧・接触（物を叩く、机を蹴る、身体的攻撃などの行為）
- 4 暴言・誹謗中傷（暴言、人格否定、誹謗中傷、執拗に追い詰めるなどの発言）
- 5 プライバシー侵害（個人情報の詮索、家族構成や経歴を問う発言）
- 6 時間的拘束・業務妨害（長時間の拘束、業務と無関係な要求）
- 7 過剰要求（法律や制度のほか、常識を超えた対応の要求）
- 8 性的言動（性的な発言や質問などによって職員を不快にさせ、尊厳を傷つける行為）

※上記は例示であり、これらに限るものではありません。

3 カスタマーハラスメントへの対応

- ・カスタマーハラスメントと判断される行為等が認められた場合は、職員を守るため、組織的に対応します。
- ・悪質な行為や犯罪行為と判断される行為等が認められた場合は対応を中断させていただくほか、警察や弁護士に相談のうえ、法的措置を含め、厳正に対応します。

4 カスタマーハラスメント対策

- ・カスタマーハラスメントに対する八戸市の基本姿勢の明確化
- ・職員研修の実施及び相談体制の整備
- ・庁内への掲示及び来庁者への周知
- ・カスタマーハラスメントの抑止等につながる設備の導入

マイナンバーカードを活用した証明書等自動交付機（キオスク端末）の設置について

1 目的

本庁舎及び市内郵便局にマイナンバーカードを活用した証明書等自動交付機（キオスク端末）を新たに設置し、操作支援を伴う実際の証明書取得の体験により、その利便性を理解してもらうことで、身近なコンビニエンスストア等における証明書取得サービスの利用促進につなげ、市民の更なる利便性向上を図る。

なお、キオスク端末の活用促進については、令和8年度から3年間を計画期間とする第2期八戸市デジタル推進計画の主な取組として位置付ける予定である。

キオスク端末本体



設置場所（市民課窓口から撮影）



2 設置場所及び利用時間

建物	設置場所	利用時間
八戸市庁 本館	1階待合ホール案内係の横	月曜日から金曜日 8時15分から17時まで
八戸西郵便局 (長苗代字二日市)	受付カウンターの前方	月曜日から金曜日 9時から17時まで

3 取得できる証明書

証明書の種類	手数料
住民票の写し	300円
印鑑登録証明書	300円
戸籍謄本・抄本（全部・個人事項証明書）	450円
戸籍の附票の写し	300円

4 手数料の支払方法

現金、キャッシュレス決済（ハチカ・Suica等の交通系電子マネーとWAON）

5 キオスク端末の操作方法

コンビニエンスストア等での証明書取得と同様に、マイナンバーカードの読み取り及び4桁の暗証番号を入力することにより、簡単に証明書を取得することができる。

6 サービス開始日

令和8年2月2日

総務協議会資料
令和8年1月21日
財政部財政課

令和7年度八戸市一般会計 補正予算専決処分の概要

処分年月日 令和8年1月21日

◎ 一般会計補正予算

1 歳 出 ----- 116,425千円

衆議院議員総選挙経費

・投開票事務に係る報酬、事務従事者手当等	42,517
・ポスター掲示場設置管理等各種委託料	38,951
・投票所入場券郵送料等通信運搬費	11,746
・その他需用費、使用料、備品購入費	
等選挙事務執行経費	23,211

2 歳 入 ----- 116,425千円

(1) 県支出金 116,215

(2) 繰越金 210

令和7年度八戸市一般会計 補正予算専決処分の概要

専決処分年月日 令和8年1月30日

令和7年12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする地震等により被害を受けた公共施設及び市内中小企業者等の災害復旧に要する経費について、早急に予算措置を講ずる必要が生じたので、補正予算の専決処分を行うものである。

◎ 一般会計補正予算

1 歳 出 745, 135千円

(1) 被災住家解体撤去支援事業費等（衛生費）	42,253
(2) 中小企業被災資産復旧補助金（商工費）	500,000
(3) 公共施設災害復旧費（災害復旧費）	202,882
・保健体育施設災害復旧費	89,553
・社会教育施設災害復旧費	50,468
・商工観光施設災害復旧費	18,798
・土木施設災害復旧費	12,386
・消防施設災害復旧費	10,447
・その他公共施設災害復旧費	21,230

2 歳 入 745, 135千円

(1) 国庫支出金	35,858
(2) 繰越金	44,577
(3) 市債	164,700
(4) その他	500,000

※なお、今後、被害状況の精査により金額等が変動する場合もあり、最終的にそれらの状況を見ながら調整を行い、専決処分するものである。

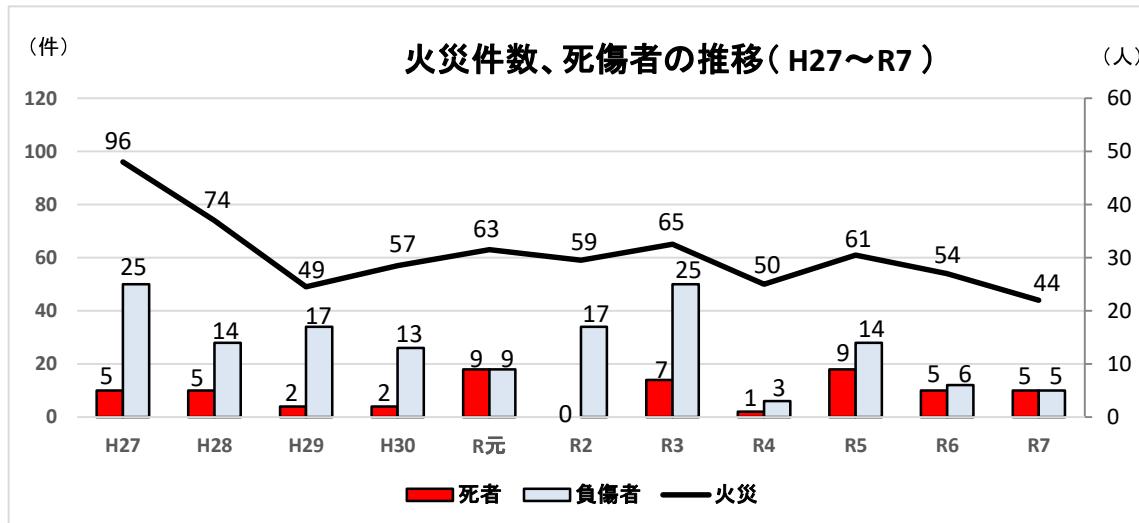
令和7年八戸市の火災と救急・救助について

1 火災概況

(1) 火災件数

区分	年別	令和7年	令和6年	増減
				△印は減少
火災種別	合計	44	54	△ 10
	建物	32	34	△ 2
	車両	2	5	△ 3
	林野		2	△ 2
	船舶			
	航空機			
	その他	10	13	△ 3
死者		5	5	
負傷者		5	6	△ 1

※過去10年平均 火災件数63件、死者5人、負傷者14人



(2) 主な出火原因

順位	出火原因	件数
1位	たばこ	10件
2位	電灯・電話等の配線	5件
3位	ストーブ	4件
4位	放火	3件
5位	排気管	2件

※ 電灯・電話等の配線とは、送電線、配電線、引込線等、屋内外の電気配線をいう。

2 救急概況

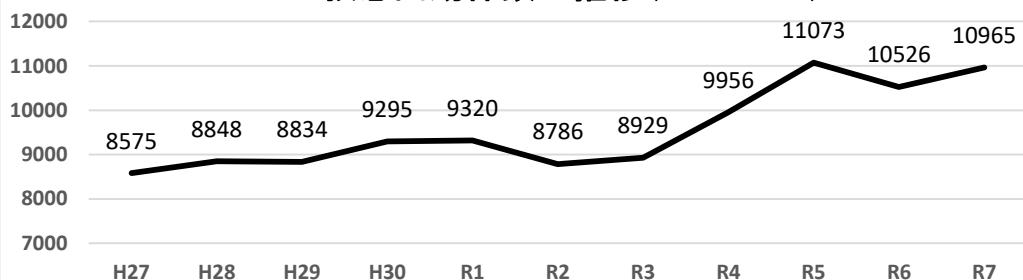
△印は減少

年 別	救 急 出 動 件 数		
	令和7年	令和6年	増 減
事故種別 合計	10,965	10,526	439
急 病	8,014	7,720	294
一般負傷	1,377	1,345	32
交通事故	412	370	42
労働災害	117	113	4
自損行為	115	102	13
運動競技	92	90	2
加 害	36	16	20
火 災	30	42	△ 12
自然災害	17	1	16
水難事故	9	11	△ 2
その他 転院搬送	691	675	16
医師搬送	30	22	8
資器材等輸送			
その他	25	19	6
広域の合計	15,037	14,589	448

(注)事故種別中「他のその他」には、誤報・虚偽等を含む。

※過去10年平均 9,414件

救急出動件数の推移(H27～R7)



3 救助概況

△印は減少

年 別	救 助 出 動 件 数		
	令和7年	令和6年	増 減
事故種別 合計	67	56	11
交通事故	29	22	7
水難事故	8	15	△ 7
建物等による事故	5	4	1
火災	2	2	
機械による事故			
自然災害	11		11
ガス及び酸欠事故			
破裂事故			
その他の事故	12	13	△ 1

※過去10年平均 47.9件

救助出動件数の推移(H27～R7)

